

オンライン請求への移行と経過措置のご案内です！

✓ オンライン請求への移行について

- 令和6年4月1日より、レセプトは**オンライン請求が原則**となっています。

「オンライン請求」とは、保険医療機関・薬局が、診療報酬等の請求データ(レセプトデータ)を、「オンライン請求システム」を活用して、セキュリティが確保されたネットワーク回線により、オンラインで審査支払機関に送付することです。



✓ 経過措置について

- 令和6年10月以降も**光ディスク等を用いた請求を継続しようとする施設について、期限付きの経過措置を設けています。**
- 経過措置の申請が必要な場合は、速やかに右記の医療機関等向け総合ポータルサイトの届出フォームから **「猶予届出書 兼 オンライン請求への移行計画書」(様式第1号)**の提出をお願いします。

経過措置
「届出フォーム」▶



※ 経過措置の適用を受けるには、**オンライン請求へ移行できない事情や、オンライン請求への移行予定時期等を記載した届出(様式第1号)を審査支払機関へ提出**する必要があります。(提出がないまま、光ディスク等の請求を継続することはできません。)

※ 詳細については、厚生労働省HPに掲載の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和5年12月26日 保発1226第4号)をご確認ください。

✓ オンライン請求への移行手順について

- オンライン資格確認の原則義務化によりオンライン請求も可能な回線が敷設された状況であれば、オンライン請求へ移行しやすい環境**にあります。
- オンライン請求へ移行するためには、システム改修が必要となりますので、ご契約中のレセコンのシステム事業者にご相談ください。
- システム改修が完了した後、**オンライン請求を開始するためには、審査支払機関への「オンライン請求利用申請」と「電子証明書発行申請」が必要**です。医療機関等向け総合ポータルサイトから申請をお願いします。

詳細は次のサイトで確認をお願いします！

右の二次元バーコードを読み取ってアクセスしてください。

医療機関等向け総合ポータルサイト

- オンライン請求に関する情報掲載ページへのリンクも案内しています。
- 各種手続きを行うには、医療機関等向け総合ポータルサイトにおける新規ユーザー登録が必要です。



厚生労働省HP

- 関係通知や導入手順を整理した資料を掲載しています。

